



この章において「認定臨床研究審査委員会」  
という。)の名称

九 その他厚生労働省令で定める事項

2 実施計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次項の規定による意見の内容を記載した書類

二 その他厚生労働省令で定める書類

3 特定臨床研究を実施する者は、第一項の規定により実施計画を提出する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会の意見を聽かなければならない。

(実施計画の変更)

第六条 前条第一項の規定により実施計画を提出した者(以下「特定臨床研究実施者」という。)は、当該実施計画の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。次項本文において同じ。)をするときは、その変更後の実施計画を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に提出する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の実施計画の変更について準用する。ただし、同条第二項第二号に掲げる書類については、既に厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 特定臨床研究実施者は、実施計画について、第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、その変更の日から十日以内に、その内容を、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(実施計画の遵守)

第七条 特定臨床研究実施者は、第五条第一項又は前条第一項の規定により提出した実施計画(同項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、当該変更後のもの)に従って特定臨床研究を実施しなければならない。

(特定臨床研究の中止)

第八条 特定臨床研究実施者は、特定臨床研究を中止したときは、その中止の日から十日以内に、その旨を、当該特定臨床研究の実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(特定臨床研究の対象者等の同意)

第九条 特定臨床研究を実施する者は、当該特定

臨床研究の対象者に対し、あらかじめ、当該特

定臨床研究の目的及び内容並びにこれに用いる

医薬品等の概要、当該医薬品等の製造販売を

定する契約の内容その他厚生労働省令で定める

事項について、厚生労働省令で定めるところに

より説明を行い、その同意を得なければならな

い。ただし、疾病その他厚生労働省令で定める

事由により特定臨床研究の対象者の同意を得る

ことが困難な場合であつて、当該対象者の配偶

者、親権を行う者その他厚生労働省令で定める

者のうちいざれかの者に對し、説明を行い、そ

の同意を得たとき、その他厚生労働省令で定め

るときは、この限りでない。

(特定臨床研究に関する個人情報の保護)

第十条 特定臨床研究を実施する者は、当該特定

臨床研究の対象者の個人情報(個人に関する情

報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により特定の個人を識別する

ことができるもの(他の情報と照合することに

より、特定の個人を識別することができるこ

となるものを含む。)をいう。以下の条にお

いて同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止そ

の他の個人情報の適切な管理のために必要な措

置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第十二条 特定臨床研究に從事する者又は特定臨

床研究に從事する者であつた者は、正当な理由

がなく、特定臨床研究の実施に関して知り得た

当該特定臨床研究の対象者の秘密を漏らしては

ならない。

(特定臨床研究に関する記録)

第十三条 特定臨床研究を実施する者は、当該特

定臨床研究の対象者ごとに、医薬品等を用いた

日時及び場所その他厚生労働省令で定める事項

に関する記録を作成し、厚生労働省令で定める

ことにより、これを保存しなければならない

(認定臨床研究審査委員会への報告)

第十四条 特定臨床研究審査委員会は、厚生労働

省令で定めるところにより、定期的に、特定臨床

研究の実施状況について、当該特定臨床研究の実

施計画に記載されている認定臨床研究審査委員

会に報告しなければならない。

ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定臨床研究の実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

3 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

4 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三

項に規定する調査について準用する。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

第十七条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令

で定めるところにより、定期的に、特定臨床研

究の実施状況について、当該特定臨床研究の実

施計画に記載されている認定臨床研究審査委員

会に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

3 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

4 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三

項に規定する調査について準用する。

(認定臨床研究の実施)

第十八条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令

で定めるところにより、定期的に、特定臨床研

究の実施状況について、厚生労働大臣に報告し

なければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第十九条 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施

による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止

するため必要があると認めるときは、特定臨床

研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を

停止することその他保健衛生上の危害の発生又

は拡大を防止するための応急の措置をとるべき

ことを命ずることができる。

(改善命令等)

第二十条 厚生労働大臣は、この章の規定又はこ

の章の規定に基づく命令に違反していると認め

るとときは、特定臨床研究を実施する者に対し、

当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合さ

せること、実施計画を変更することその他当該

違反を是正するために必要な措置をとるべきこ

による報告をする者は、同条の規定にかかるわら

ず、厚生労働省令で定めるところにより、機構

に報告しなければならない。

2 機構は、第一項の規定による情報の整理を行

つたときは、遅滞なく、当該情報の整理の結果

を、厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三

項に規定する調査について準用する。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

第十七条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令

で定めるところにより、定期的に、特定臨床研

究の実施状況について、当該特定臨床研究の実

施計画に記載されている認定臨床研究審査委員

会に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

3 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

4 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究

審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならぬ。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三

項に規定する調査について準用する。

(機構による情報の整理及び調査の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第十九条 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施

による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止

するため必要があると認めるときは、特定臨床

研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を

停止することその他保健衛生上の危害の発生又

は拡大を防止するための応急の措置をとるべき

ことを命ずることができる。

(改善命令等)

第二十条 厚生労働大臣は、この章の規定又はこ

の章の規定に基づく命令に違反していると認め

るとときは、特定臨床研究を実施する者に対し、

当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合さ

せること、実施計画を変更することその他当該

違反を是正するために必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定臨床研究を実施する者

が前項の規定による命令に従わないときは、当該特定臨床研究を実施する者に対し、期間を定





